

「就職個別相談等業務委託」 審査要領

令和 5 年 2 月 28 日制定
琉球大学グローバル教育支援機構
キャリア教育支援部門長決裁

1 目的

この要領は、琉球大学グローバル教育支援機構キャリア教育支援部門（以下「キャリア教育センター」という。）の就職個別相談等業務の受託者を決定するため、審査に関する必要な事項を定めるものである。

2 審査会

- (1) キャリア教育センター内に審査会を設置し、審査する。
- (2) 審査会の構成は、キャリア教育センター長、キャリア教育センター長の指名する者若干名（キャリア教育支援部門会議委員、学生支援課職員等）とする。
- (3) 審査会の審査委員長は、原則としてキャリア教育センター長をもって充てる。

3 審査方法

- (1) 審査は、応募者の応募書類及び面接により行う。
- (2) 審査は、4の「審査項目と審査基準」により行い、各審査項目とも次の5段階で評価する。

5 優れている	4 やや優れている	3 普通
2 やや劣っている	1 劣っている	

- (3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数の高い業者から順位付けし、上位から募集人員数まで採択する。

4 審査項目及び審査基準

審査項目 (各5点)	審査基準
業務目的	・業務目的を理解しているか
知識・スキル	・学生及び若年者の就職支援・キャリア支援に関する知見等を有しているか ・業務遂行のために、十分な知識・スキル・経験を有しているか。 (資格、経歴など) 資格：国家資格キャリアコンサルタント、または国家検定キャリアコンサルティング技能士2級以上 スキル：相談支援経験3年以上 経歴：社会人経験5年以上

相談対応の資質	・相談者の主訴を理解し、学生の求めに応じた適切なアドバイスや情報提供ができ、学生の自己決定を促せるか ・学生の自己理解（自己分析）が進むよう、傾聴力があり、常に受容する態度で柔軟に学生をサポートできるか ・信頼関係を構築できる人柄、雰囲気を持っているか
向上心	・自身の専門家としてのスキルを向上させる意思を有し、独自で業務に役立てるスキルアップ（研修参加や講座受講等）の挑戦で自己研鑽を継続しているか
協調性	・キャリア教育センター職員や他アドバイザーの指導や助言を尊重し、協力して相談者に対応できる協調性を有するか ・不慣れな支援や、稀な対応があった場合に共有できるか

5 審査会の事務

審査会の事務は、学生部学生支援課就職係において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会で決定する。

附 則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。